

○松江市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例施行規則

平成17年7月12日

松江市規則第293号

改正 平成26年2月28日規則第2号

平成27年3月25日規則第5号

平成27年12月18日規則第77号

平成29年7月4日規則第38号

(趣旨)

第1条 この規則は、松江市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例(平成17年松江市条例第396号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(申請書)

第2条 条例第3条の申請書は、指定管理者指定申請書(様式第1号)によるものとする。

(選定結果の通知)

第3条 市長等は、条例第4条の規定により選定された団体に対しては、指定管理者選定通知書(様式第2号)により通知し、選定されなかった団体に対しては、指定管理者不選定通知書(様式第3号)により通知する。

(再度の選定の通知)

第4条 市長等は、条例第5条の規定により再度団体を選定しようとするときは、被選定団体に対し、速やかにその旨を通知しなければならない。

2 市長等は、条例第5条の規定により再度団体を選定したときは、当該団体に対し、速やかに、その結果を通知しなければならない。

(協定事項)

第5条 条例第8条の協定で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指定期間
- (2) 管理業務の内容に関する事項
- (3) 事業計画に関する事項
- (4) 使用料又は利用料金に関する事項
- (5) 施設の管理経費の額及び支払方法
- (6) 事業報告に関する事項
- (7) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項

- (8) 管理業務に関し保有する情報の公開に関する事項
 - (9) 管理業務に関し知り得た個人情報の保護に関する事項
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める事項
- (事業報告書の記載事項)

第6条 条例第9条の事業報告書に記載する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 管理業務の実施及び利用の状況
 - (2) 使用料又は利用料金の収入の実績
 - (3) 管理に係る経費の収支状況
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために必要なものとして市長等が定める事項
- (審議会の組織)

第7条 条例第14条に規定する松江市公の施設指定管理者選定審議会(以下「審議会」という。)は、委員30名以内をもって組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。
- (1) 学識経験を有する者
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者
- 3 委員の任期は、2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (審議会の所掌事務)

第8条 審議会は、本市の公の施設について、指定管理者制度を適用させようとする場合の候補者を選定するために必要な事項を審議するものとする。

(審議会の会議)

第9条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、市長が委員の中から指定管理者の候補者を選定しようとする施設の性格に応じ5名以内を選抜して招集する。ただし、特別な事情があると認められる場合は、選抜する委員の数を6名以上とすることができる。

- 2 会議は、前項の規定により選抜された委員(以下「選抜委員」という。)の過半数が出席しなければ開くことはできない。
- 3 会議の議長は、会議に出席した選抜委員(以下「出席委員」という。)の互選により決定する。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。
- 5 審議会は、必要に応じて選抜委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長等が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年2月28日松江市規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年3月25日松江市規則第5号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年12月18日松江市規則第77号)

この規則は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の施行の日から施行する。

附 則(平成29年7月4日松江市規則第38号)

この規則は、公布の日から施行する